

議事録

会議名	令和5年度第2回 稲城市地域公共交通会議
開場日時	令和5年11月8日(水) 午後2時から2時45分まで
出席者及び 欠席者	<p>(委員) 鈴木文彦会長、二見信義副会長、 進藤直人委員、松永健委員、小林厚子委員、城所正男委員、 増田幸雄委員、山口真理委員、松浦昇委員、堀田耕一郎委員、 古谷弘文委員、吉越守委員、山田弘委員、杉本勇人委員</p> <p>(事務局) 都市建設部長 小澤 管理課長 城所 管理課交通対策係長 西山 管理課交通安全担当係長 稲田 管理課交通対策係 若菜</p> <p>(欠席者) 榎本勝美委員、宮向康世委員、牛尾陽一委員、笠原秀之委員、 米澤暁裕委員、早田俊介委員、板垣洋介委員、塚原輝浩委員</p> <p>(代理出席) 鎌塚俊充委員 代理 関口氏 佐藤勝太委員 代理 長田氏 藤原廣彦委員 代理 渡辺氏</p>
会議次第	<p>1 開会 2 都市建設部長挨拶 3 議題 (1)道路運送法の改正施行について…関東運輸局 WEB 会議資料 (2)i バス運賃について…資料1・資料2・資料3・資料4 (3)その他…資料5 4 閉会</p>

1. 開会

2. 都市建設部長挨拶

部長 皆様、改めましてこんにちは。本日はお忙しい中、令和5年度第2回稲城市地域公共交通会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日ごろより稲城市行政にご理解、ご協力を賜りまして感謝申し上げます。

私は、都市建設部長の小澤と申します。よろしく願いいたします。

さて、稲城市地域公共交通会議は、地域バス事業その他の実情に即した輸送サービスに関することにつきまして協議をいただくものでございます。

本日は前回会議に引き続き i バス運賃について、議論いただきたいと思います。

また、先般令和5年10月1日の道路運送法の改正施行に伴い、運賃協議の協議方法について変更がございました。

そのため、本日の会議の進め方をまず、はじめに事務局から説明をさせていただきま

す。その後、都道よみうりランド線の経路変更やD・Eコースのiバスのバス停名称の変更について、ご報告させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

3. 議題

会長 改めまして、稲城市地域公共交通会議会長の鈴木でございます。

(1) 道路運送法の改正施行について

事務局より関東運輸局 WEB 会議資料に沿って道路運送法の改正施行に伴う地域公共交通会議の進め方を説明する。

会長 この法改正に関して、鎌塚東京運輸支局首席運輸企画専門官の代理出席いただいている委員から補足事項がありましたら、お願いします。

委員 運賃協議が地域公共交通会議の中で出来なくなったということは事務局からあった説明のとおりです。他の自治体も同様の方法で手続きを取っております。独占禁止法におけるカルテル防止のための地域公共交通会議の中で協議が出来なくなったものであり、運賃協議におけるご意見は4者協議会前に行う公聴会などで行っていただくこととなります。皆様のご協力をお願いします。

会長 以上、事務局、同委員の説明にご意見・ご質問等ありましたらお願いします。

(意見・質疑なし)

会長 それでは、特に意見はないようなので、異議なしと認めます。道路交通法が改正施行されていることから、運賃協議部分については、この地域公共交通会議ではなく四者協議会で進めることとします。

これまで地域公共交通会議は法律の改正前は、市民や利害関係者も含めて議論をして合意形成を得ながらお互い協力して進めてきたわけですが、今回の法改正によって市民の方も二重に議論しないといけないなど手間が増えます。稲城市を含めて11の地域公共交通会議に携わる身分としては疑問を感じる部分があるところです。

(2) iバス運賃について

事務局より資料1、資料2、資料3に沿って説明。

会長 それではこの本会議の後「4者協議」において、決定に至るまでの協議を行うとのことですので、只今ありました事務局からの説明について、「4者協議」の構成委員の以外の方からご質問等ありましたらお願いします。

(意見・質疑なし)

会長 それでは「4者協議」の構成委員の以外の委員の方から特に意見・質疑がありませんのでこの後「4者協議」において協議をお願いします。

次に、「改善基準告示に伴うダイヤ改正及び運賃改定日程」について、事務局より説明をお願いします。

事務局より、資料4に沿って説明。事務局説明（改定日程ついて2案を説明）～

会長 只今の説明について、ご意見・ご質問等ありましたらお願いします。

（意見・質疑なし）

会長 近年鉄道会社の春のダイヤ改正は、一番混乱の少ないであろう3月中旬の土曜日の改正が一般的になっています。4月1日が改正日となりますと鉄道会社と半月程の開きが発生しその間の齟齬が発生する場合もあり、鉄道会社の改正日にあわせた方が効率的で混乱も少ないので、バス事業者の改定日についても鉄道会社の改定日に合わせる傾向です。今回のiバスの改定日につきましても令和6年3月16日の運賃改定で進めていただいて良いと思います。

それでは、市民代表者合同検討会、バス事業者検討会でも令和6年3月16日という意見でまとまっているとのことですので「改善基準告示に伴うダイヤ改正及び運賃改定日程」については、そのように決定することで異議はありませんか。

（異議なし）

会長 異議なしと認め、そのように決定し進めます。

（3）その他

事務局より資料5及びiバスの一部のバス停名の変更について説明。

市民代表者合同検討会及びバス事業者検討会においては、異論がなかったことを説明。

会長 それでは、事務局から説明のありました2点、iバスD・Eコースの読売ランド線の暫定切替に伴う経路変更とiバスD・Eコースの稲城長沼駅と稲城長沼駅前のバス停名称変更について、ご意見・質疑がありましたらお願いします。

（意見・質疑なし）

会長 それでは、特にご意見・質疑がありませんので、異議なしと認めます。事務局から説明のあった案のとおりiバスD・Eコースの読売ランド線については令和6年1月29日から切り替え、iバスD・Eコースの稲城長沼駅と稲城長沼駅前のバス停名称変更については、「改善基準告示に伴うダイヤ改正及び運賃改定日程」と同日の令和6年3月16日で進めさせていただきます。

また、読売ランド線切替に伴うD・Eコースの運賃については、iバスは均一運賃のため、「現行の均一運賃のまま変更がない。」ことの上承をこの後の四者会議で議論をお願いします。

4. 閉会

会長 それでは、本日の予定の議題はすべて終了しました。他に何か皆様からありますでしょうか。

事務局 i バスのD及びEコースの、よみうりランド丘の湯バス停についてですが、よみうりランド丘の湯が、令和6年1月8日で閉園することになっております。このことについては、令和5年3月24日に開催しました令和4年度第2回稲城市地域公共交通会議で報告しましたとおり、丘の湯の閉園工事期間中は、よみうりランド丘の湯バス停を通過して運行することになっております。

この周知につきましては、令和5年12月15日号で記事を掲載し、お知らせします。また、この通過に伴うD・Eコースの「よみうりランド丘の湯」以外のバス停の時刻表の変更はございません。

委員 自転車ロードレース開催に伴う交通規制について、東京都作成の広報資料により説明。

会長 これで令和5年度第2回稲城市地域公共交通会議を終了します。引き続き四者協議をこの後行うとのことですので、四者協議の構成委員の方はこのままお待ちください。

以上

会議名	令和5年度第1回 稲城市運賃協議会（四者協議）		
開場日時	令和5年11月8日(水) 午後2時50分から3時まで		
出席者及び 欠席者	(委員) 二見信義副会長、 進藤直人委員、松永健委員、小林厚子委員、城所正男委員、 増田幸雄委員、山口真理委員、松浦昇委員、堀田耕一郎委員、 古谷弘文委員 (事務局) 都市建設部長 小澤 管理課長 城所 管理課交通対策係長 西山 管理課交通安全担当係長 稲田 管理課交通対策係 若菜 (欠席者) 榎本勝美委員、宮向康世委員、牛尾陽一委員、笠原秀之委員、 (代理出席) 鎌塚俊充委員 代理 関口氏		
会議次第	1 開会 2 議題 (1)i バス運賃について 3 閉会		

事務局 それでは、これより先程開催しました令和5年度第2回稲城市地域公共交通会議で議題でありました「i バスの運賃について」は、運賃改定部分の協議については、「4者協議」において、決定するとされておりますので、これより協議に入ります。

事務局 先程の会議でもご報告させていただきましたが、令和5年5月15日に小田急バス川崎運賃が10円の増額改定があったことから、i バス運賃についても、10円の増額改定をベースにご議論をいただいた中で、委員の皆様からは、運行経費の増額に対応するには20円の改定も考えられるとの意見もいただいております。稲城市としては、運行経費の増額分への対応としまして、受益者負担として、20円の増改定が必要であること、また、先行して運賃改定のありました町田市の玉ちゃんバスが30円の増額改定、多摩市のミニバスが20円の増額改定を行っていることから、稲城市の改定幅を20円とし提案するものです。

委員 参考でお聞きします。本会議の資料2の、i バスにおける決算について令和2年度から令和3年度まで運行経費が約1,000万円増額している理由と、また、武蔵野市と三鷹市の運行経費の決算は令和2年度と令和3年度を比較すると減額しているがその理由がわかりましたら教えてください。また、i バスは令和4年度から令和6年度まで運行経費が500万円増額した理由を教えてください。

事務局 i バスにおける決算について令和2年度から令和3年度まで運行経費が約1,000万円増

額している理由は、令和3年度に小田急バスの嘱託運転士の時給改定があったことによるものと、令和3年度にiバスの更新車両として新規に2台購入したため減価償却費が計上されたことによるものです。武蔵野市と三鷹市の運行経費の決算が令和2年度と令和3年度と比較すると減額となっている理由は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う利用者減に伴い運行ダイヤを減便したことによるものです。

iバスの令和4年度から令和6年度見込みまで運行経費が500万円増額する理由は、これまで議論してきた小田急バスの嘱託運転士の時給改定に伴うものです。

委員 子ども運賃については、改定はなしでよろしいか。

事務局 子ども運賃については、改定はありません。

事務局 今回のiバスの運賃改定について、改定幅を20円とすることで進めさせていただくことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局 それでは、iバスの協議運賃につきましては、現金区分については、現行180円から20円の増額改定の200円とすることで決定し協議を終結します。なお、この協議決定事項については、令和5年度第3回稲城市地域公共交通会議を書面で開催し、報告とさせていただきます。以上をもちまして、稲城市運賃協議会の四者協議を終了します。